

令和3年度子どものための教育・保育給付費等の改正点について

資料1-4

【 公定価格について 】

1. 令和2年度国家公務員給与改定に伴う令和3年度単価改定

令和2年度国家公務員の給与改定の内容に準じて令和2年度単価表が改定され、令和3年2月・3月の公定価格でそれぞれ年間の減額相当額の1/2ずつ減額しました。

令和3年度については、毎月の公定価格から年間の減額相当額の1/12を減額するため、改めて単価表が改定となります。

なお、令和3年度4月からの単価については、国から示されましたら、川崎市からご案内します。

2. 処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件の必須化時期の見直し

処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善の対象となる職員は、副主任保育士・専門リーダーは4分野以上の研修、職務分野別リーダーは担当分野に係る研修を修了することが要件の1つとなっています。

これまでは令和4年度を目途に研修要件の必須化を目指していましたが、新型コロナウイルス感染症の流行が受講に影響を与えているため、必須化時期の取扱いについて改めて国が示すこととしました。

【 市加算運営費について 】

1. 市職員雇用費の賞与分支給月数の変更

市職員の給与改定に伴い、市加配分である休憩休息保育士雇用費、年休代替保育士雇用費、看護師雇用補助費、調理員雇用費について、賞与分の支給月数を4.5月から4.45月(-0.05月)に変更

2. 市会計年度任用職員標準単価の見直しに伴う単価変更

一部の運営費について、単価が変更になります。変更後の単価は、参考資料3参照。

変更箇所：障害児保育費、延長保育費（障害児加算分）、週40時間勤務保障保育士雇用費、産休等代替臨時職員雇用費、市休日保育加算（障害児受入分）